

会員各位殿

この度世界禁煙デー、禁煙週間ならびに健康増進法案の国会上程に際し、日本公衆衛生学会といたしましても、よりいっそうの喫煙対策を推進するため、学会理事長名による以下の声明文を公表し、日本医学会加入の各学会ならびに関連の諸団体に送付いたしました。会員の皆様におかれましても、いっそうの喫煙対策の推進をお願いいたします。

日本公衆衛生学会理事長  
多田羅 浩 三

## 「たばこのない社会」の実現に向けて、さらに前進を

「世界禁煙デー」は、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう様々な対策を講ずるべきであるという世界保健機関（WHO）の決議をもとに、平成元年からは5月31日と定められたものです。また、厚生労働省では平成4年から世界禁煙デーに始まる一週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を実施しています。本年の「世界禁煙デー」はワールドカップの開幕日と重なっております。そこで、今年はスポーツと喫煙との関係にも焦点を当てた取り組みを行うことが計画されています。

そして現在、病院、事務所、官公庁施設、飲食店など、多数の者が利用する施設の管理者に、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じる努力義務を課すことなどを内容とする「健康増進法案」が、国会で審議中であることは周知のとおりです。

たばこは肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、国民の健康の保持増進を図るためには、喫煙の健康影響についての知識の普及啓発など、喫煙対策は非常に重要な課題です。そして平成12年3月には、21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」が発表され、「たばこ」が健康課題の重点分野として取り上げられております。

「健康日本21」は、人々が自らの健康づくりに取り組むことができるよう自覚を促し、そして健康づくりに取り組もうとする個人を社会全体で支援することを目指しています。日本公衆衛生学会では、平成12年7月28日に『「たばこのない社会」の実現に向けて』を公表し、あらゆる機会をとおして、個人、集団、および社会環境を対象とした喫煙対策の推進を支援することを宣言しました。

この宣言の趣旨のもとに当学会では、本年の「世界禁煙デー」に当たり改めて『「たばこのない社会」の実現に向けて』、学会関連の全ての行事において喫煙対策を実施することを声明し、全ての学会員に対し、禁煙の実践、喫煙防止のための教育と社会環境の整備促進、あるいは効果の高い分煙の実施や禁煙支援に取り組んでいただくよう呼びかけます。また、公衆衛生に責任をもつ専門の学術団体として、ひろく日本医学会に参加する全ての学会に対して、「世界禁煙デー」を機会に関連の行事における喫煙対策について現在より一歩進んだ取り組みを実施することを決定いただくよう呼びかけます。

平成14年5月31日

日本公衆衛生学会理事長  
多田羅 浩 三